定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年八月十日

石川県七尾市府中町員外一三番地の一

株式会社香島津

代表取締役　小田　禎彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年八月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年八月十日

石川県金沢市泉本町五丁目二〇番地

高桑美術印刷株式会社

代表取締役　高桑　秀治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年八月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年八月十日

山口県山口市小郡下郷一一二〇番地

丸嘉株式会社

代表取締役　佐藤健一郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である服田伸人が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十八年八月十日

東京都杉並区桃井一丁目一番二二号

Rascal Medical Support, Inc.

日本における代表者　服田　伸人

限定承認公告

本籍兵庫県伊丹市伊丹三六九番地、最後の住所兵庫県伊丹市鋳物師一丁目九四番地

被相続人　亡　藤田　修

右被相続人は平成二十八年一月十九日死亡し、その相続人は平成二十八年八月二日神戸家庭裁判所伊丹支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十日

群馬県前橋市南町三―七一―一―五〇五

限定承認者　藤田　憲一

限定承認公告

本籍宮崎県宮崎市恒久三丁目二六番地九、最後の住所神奈川県川崎市川崎区桜本二丁目三六番七号　松本荘二〇二

被相続人　亡　石塚　芳郎

右被相続人は平成二十八年二月二十九日死亡し、その相続人は平成二十八年七月二十九日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十日

神奈川県川崎市中原区新丸子東二―九二五

白誠ビル二階　武蔵小杉あおば法律事務所

限定承認者萩原郁子

代理人弁護士　長谷山尚城

限定承認公告

本籍静岡県浜松市北区引佐町渋川三八九五番地、最後の住所浜松市北区三方原町二一〇三番地の一

被相続人　亡　宮本　弘

右被相続人は平成二十八年六月六日死亡し、その相続人は平成二十八年八月一日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十日

浜松市北区三方原町二一〇三番地の一

相続財産管理人　宮本　陽治

任意清算公告

当法人は、平成二十八年七月三十一日をもって解散し、弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十八年八月十日

東京都荒川区西日暮里五丁目一八番一一号

弁護士法人東京しおかぜ法律事務所

清算人　板橋　信哉

任意清算公告

当社は、平成二十八年七月十五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年八月十日

大阪市阿倍野区旭町二丁目一番二―四〇一号

足立金合資会社

代表社員　足立　保

全部取得条項付種類株式の取得につき通知公告

当社は、全部取得条項付種類株式である全部取得条項が付された当社普通株式の全部を取得することにいたしましたので公告します。

平成二十八年八月十日

兵庫県伊丹市東有岡四丁目一五番地

伊丹コンクリート工業株式会社

代表取締役　岸田　治夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十一億九千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十八年六月十六日付官報の号外第一三三号九十頁に掲載されています。

平成二十八年八月十日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　RW5特定目的会社

取締役　小泉　秀樹

訂正公告

平成二十八年七月二十九日（号外第一六九号）掲載のサンシン工業株式会社に係る第二十二期決算公告（枠組）中、住所「熊本県天草市苓北町年栄985番地1」とあるは「熊本県天草郡苓北町年栄985番地1」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十八年八月十日

扱　店

正　誤

平成二十八年七月十四日（号外第百五十六号）公布厚生労働省令第百二十六号（児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二ページ様式第一号中

「

⑭個　人　番　号			
⑮請求者との続柄・別居の別	同居・別居	同居・別居	同居・別居

」は

「

⑭個　人　番　号			
⑮請求者との続柄・別居の別	同居・別居	同居・別居	同居・別居

」の、

「

母又は父に対し支払われた額の8割相当額　A			
児童に対し支払われた額			

」は

「

母又は父に対し支払われた額の8割相当額　A			
児童に対し支払われた額			

」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十日付第一七七号四八十六日付衆会第三三号一二

ページ●同日付政府調達第一五〇号三二ページ●五月　ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）